

事業承継に係る助成金について

事業承継新事業活動支援助成金の概要

- ・県では、県内中小企業者が行う事業承継を契機とした体制整備や新たな取組を支援する県独自の助成制度を設けています。
- ・この助成制度は、中小企業者の事業承継を契機とした経営体制の整備や新たな取組に要する経費の一部を助成することで、事業承継や事業承継後の後継者による経営基盤の確立を促し、地域経済の基盤を担う小規模事業者・中小企業者の事業維持に資することを目的に実施されます。
- ・助成制度の利用に当たっては、別途行われる公募に申し込み、県の審査を受ける必要があります。
- ・事業承継計画等の作成については、各商工団体の支援が受けられますので、まず、最寄りの商工団体へご相談ください。

対象者

次の共通要件のいずれにも該当し、かつ、申請する事業類型に応じた個別要件のいずれにも該当する中小企業者の方が対象となります。

(1) 共通要件

ア. みなし大企業でないこと。

イ. 島根県税の滞納がないこと。

ウ. 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないものであること。

エ. 公序良俗に問題のある事業又は公益な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。

オ. 助成事業が、国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと。

カ. 実施機関による支援体制が整っていること。

対象者

(2) 個別要件

1. 公募開始日から10年後までの間に事業承継を行う予定の者であること。

2. 公募開始日の2年前から10年後までの間に事業承継を行った者又は行う予定の者であること。

3. 事業承継推進員の確認を受けた事業承継計画を有すること。

4. 本事業応募の後に事業承継を行う予定の者にあっては、事業承継推進員の確認を受けた事業承継計画を有すること。

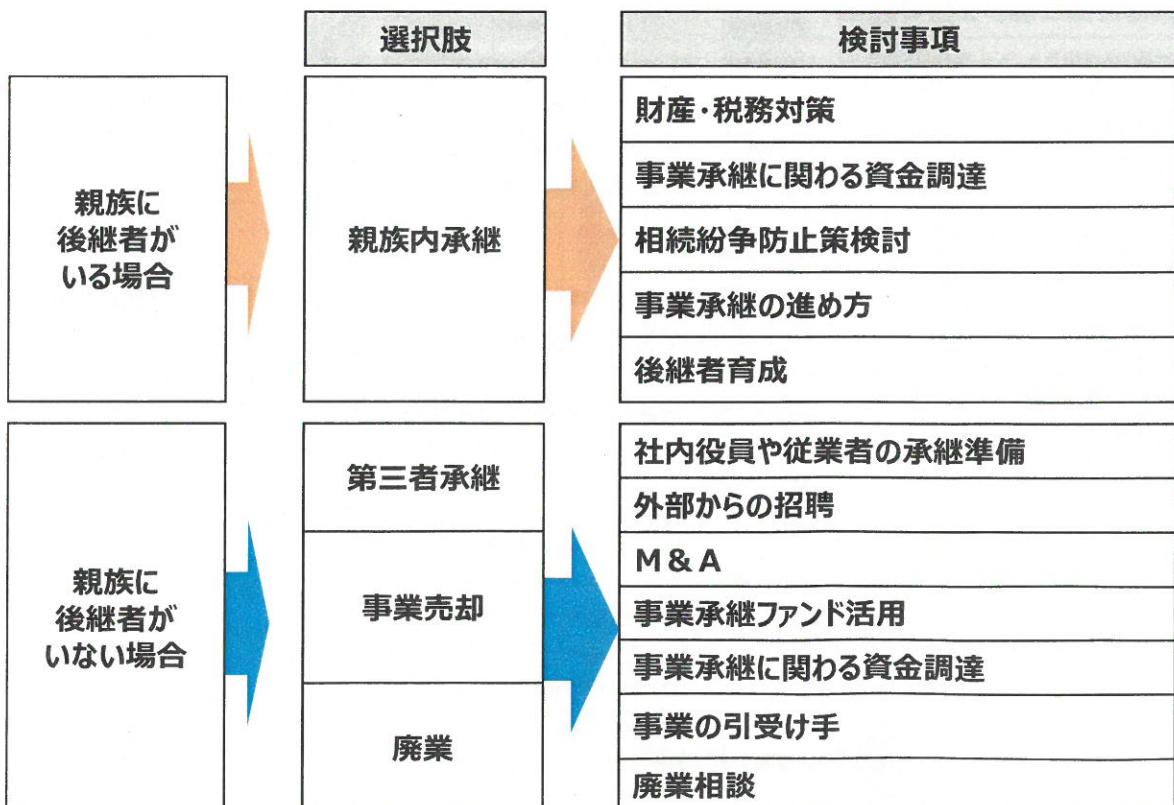
5. 承継元もしくは承継先が未定であること。

6. 第三者承継促進事業を申請する場合は、島根県事業引継ぎ支援センターで登録されている民間支援機関の支援を受けること。

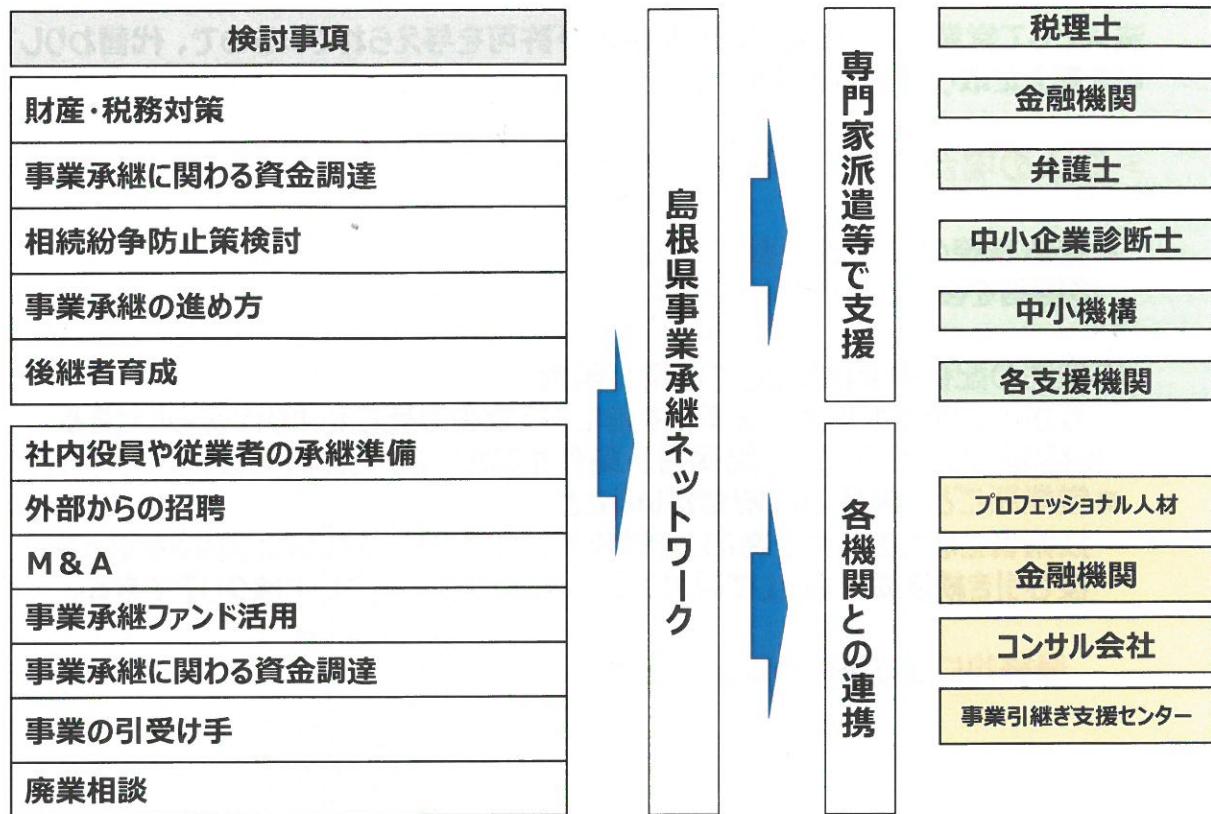
対象事業、対象経費、助成率、助成限度額

支援枠	親族内承継支援枠		第三者承継支援枠		
	10年後までに事業承継を行う予定の県内中小企業者で事業体制を整備する取組	2年前から10年までの間に事業承継を行ったまたは行う予定の県内中小企業者で経営を革新する取組	10年後までに事業承継を行う予定の県内中小企業者で相手先を確保する取組	10年後までに事業承継を行う予定の県内中小企業者で事業体制を整備する取組	2年前から10年までの間に事業承継を行ったまたは行う予定の県内中小企業者で経営を革新する取組
対象者となる取組	<ul style="list-style-type: none"> ・後継（予定）者が決まっていること ・事業承継計画の策定が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・後継（予定）者が決まっていること ・事業承継計画の策定は不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・承継先または承継元が未定であること ・事業承継計画の策定が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・承継先または承継元が決まっていること ・事業承継計画の策定が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・承継先または承継元が決まっていること ・事業承継計画の策定が必要
事業類型	体制整備型	経営革新型	マッティングエントリー型	体制整備型	経営革新型
	ア 事業承継計画策定・実施事業承継手続、後継者育成、戦略策定経営、企業価値診断等経営等	ア 事業承継計画策定・実施事業開拓、新規事業開拓、収益力強化事業、レイアウト変更経営等	ア 事業承継計画策定・実施事業開拓、新規事業開拓、収益力強化に伴う戦略開拓経営	ア 事業承継計画策定・実施事業開拓、新規事業開拓、収益力強化事業	ア 事業承継計画策定・実施事業開拓、新規事業開拓、収益力強化事業
	イ 新商品・新役務開発、収益力強化事業、開拓経営、レイアウト変更経営等			イ 新商品・新役務開発、収益力強化事業	イ 新商品・新役務開発、収益力強化事業
	ウ 飯詰開拓事業、新商品・新役務開拓、収益力強化に伴う戦略開拓経営			ウ 飯詰開拓事業、新商品・新役務開拓、収益力強化事業	ウ 飯詰開拓事業、新商品・新役務開拓、収益力強化事業
事業区分	工 人材育成事業 体制強化に向けた幹部人材や専門人材の研修経営、募集経営等	工 人材育成事業 同上	工 人材育成事業 同上	工 人材育成事業 同上	工 人材育成事業 同上
	オ 第三者承継促進事業 県外県事業引継ぎ支援センターで監修されている民間支援機関の支援を受け取組みで、M&A仲介料、マッティング手数料、着手金、交渉費用、企業価値診断経営等ただし、件付事業者への成功報酬料は対象外		オ 第三者承継促進事業 同上	オ 第三者承継促進事業 同上	オ 第三者承継促進事業 同上
補助率	1/2 経営革新計画の法事認を受けた場合2/3	1/2	1/2	1/2 経営革新計画の法事認を受けた場合2/3	1/2
助成額	上限：100万円～200万円 (1事業区分ごとに上限100万円) ・各類型において、それぞれ異なる年度での申請が可能ただし、事業類型、事業区分の重複適用不可	上限：100万円～300万円 (1事業区分ごとに上限100万円) 経営革新計画の法事認を受けた場合、事業区分イ・ウまたは工のいずれか一つの上限額を100万円引き上げ(最大400万円)	上限：200万円～400万円 (1事業区分ごとに上限200万円) ・各類型において、それぞれ異なる年度での申請が可能ただし、事業類型、事業区分の重複適用不可	上限：200万円～400万円 (1事業区分ごとに上限200万円) 経営革新計画の法事認を受けた場合、事業区分イ・ウまたは工のいずれか一つの上限額を100万円引き上げ(最大500万円)	上限：200万円～400万円 (1事業区分ごとに上限200万円) 経営革新計画の法事認を受けた場合、事業区分イ・ウまたは工のいずれか一つの上限額を100万円引き上げ(最大500万円)
実施機関	各商工会議所、各商工会、(公財)しまね産業振興財團、中小企業団体中央会				

事業承継問題の出口戦略について



事業承継問題の出口戦略について



国による事業承継支援の概要図

